

昭和四十二年労働省令第二十八号

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第二条第一号、第五条第一項から第四項まで、第七条第一項、第八条、第九条、第十二条及び第十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（炭鉱災害）

第一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号の厚生労働省令で定める災害は、坑内における火災（自然発火を含む。）とする。

第二条 法第五条第一項の規定による健康診断は、次の各号に掲げる検査によつて行なわなければならぬ。ただし、第一号の検査については、被災労働者が当該炭鉱災害により発生した一酸化炭素を吸入した時から五時間以内に行なうことが著しく困難な場合においては、この限りでない。

（健康診断）

（健康診断）

法第五条第一項の規定による健康診断は、次の各号に掲げる検査によつて行なわなければならない。

（健康診断）

第五条 法第五条第四項の記録は、同条第一項の規定による健康診断（同条第三項ただし書に規定するこれに相当する健康診断を含む。）にあつては様式第一号、同条第二項の規定による健康診

断（同条第三項ただし書に規定するこれに相当する健康診断を含む。）にあつては様式第一号により作成しなければならない。

第五条の二 使用者は、法第五条第一項又は第二項の規定により行う健康診断を受けた労働者に対して、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（福利厚生施設）

第六条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 住宅（光熱施設その他居住のため必要な附帯施設を含む。）

二 物品購買施設

三 療養施設その他の保健衛生施設（保育施設を含む。）

二 法第七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、被災労働者が退職した日の翌日から起算して二年とする。

第七条 削除
（診察等の措置）

第八条 法第九条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長が指定する病院、診療所若しくは薬局において行う。

九 法第九条の厚生労働省令で定める措置は、保健のための指導及び保健のための薬剤（治療のための薬剤を除く。）の支給とする。

三 第二項の診察等の措置を受けようとする者は、次条の規定により交付を受けたアフターケア手帳を、同項に規定する病院、診療所又は薬局に提出しなければならない。

（アフターケア手帳）

第九条 所轄都道府県労働局長は、法第九条に規定する被災労働者に対し、アフターケア手帳（様式第四号）を交付するものとする。

第十条 法第十条第二項の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の業務災害に関する保険給付の額とみなされる法第十条第二項の診察等の措置に要する費用の額の算定については、当該診察等の措置に要する費用のうち当該被災労働者が受けた労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付の当該療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額とすることにより行なうものとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十八条第二項の規定を適用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第十一条 労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この省令に規定するもののほか、法の施行に関する事務をつかさどる。

二 労働基準監督官は、上司の命を受けて、法に基づく立入検査、司法警察員の職務その他の法の施行に関する事務をつかさどる。

（証票）

第十二条 使用者は、法第十三条第二項の証票は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（報告）

第十三条 使用者は、法第五条第一項又は第二項の規定による健康診断を行なつた場合（同条第三項ただし書の書面その他の物件の提出を受けた場合を含む。）には、遅滞なく、一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告書（様式第五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 使用者は、法の規定により、被災労働者に対して講すべき措置について必要な事項に関し、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。

（電子情報処理組織による報告書の提出）

第十四条 法第五条第四項の記録は、同条第一項の規定による健康診断（同条第三項ただし書に規定するこれに相当する健康診断を含む。）にあつては様式第一号、同条第二項の規定による健康診

等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該報告書の提出を当該報告書の提出を行おうとする者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該報告書の提出と併せて送信することにつき証明することができる電磁的記録を当該報告書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該報告書の提出と併せて送信することに代えることができる。

附 則

(施行期日)

この省令は、昭和四十二年十月二十五日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に被災労働者(当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは長期傷病補償給付又は労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)の規定による療養補償を受けている被災労働者及び法第九条に規定する被災労働者を除く)を当該炭鉱災害が起つた時から引き続き使用している使用者は、当該被災労働者に対して、この省令の施行後遅滞なく、法第五条第二項の規定による健康診断を行なわなければならぬ。ただし、この省令の施行の日前一年以内に、法第五条第一項又は第二項の規定による健康診断に相当する健康診断を行なつた被災労働者については、この限りでない。

附 則 (昭和四九年八月二四日労働省令第二五号)抄

(施行期日)

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年六月二八日労働省令第一五号)

(施行期日)

この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月三〇日労働省令第三〇号)

(施行期日)

この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

昭和五十七年八月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年九月二〇日労働省令第二二号)

(施行期日等)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措

置法施行規則(次項において「新規則」という)第七条第三項の規定は、昭和五十九年六月一日から適用する。

(経過措置)

この省令の施行前に昭和五九年六月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

附 則 (昭和五十九年五月一一日労働省令第一〇号)

(施行期日等)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措

置法施行規則(次項において「新規則」という)第七条第三項の規定は、昭和五十九年五月一日から適用する。

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措

置法施行規則(次項において「新規則」という)第七条第三項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

(経過措置)

この省令の施行前に昭和六十年六月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定による同月以後の月分の介護料の内払とみなす。

(経過措置)

この省令の施行前に昭和六十年六月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六年五月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年六月一〇日労働省令第二四号)

(施行期日等)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措

置法施行規則(次項において「新規則」という)第七条第三項の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六一年六月二〇日労働省令第二三号)

(施行期日等)

この省令の施行前に昭和六十一年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六十二年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年六月一五日労働省令第一九号)

(施行期日等)

この省令の施行前に昭和六十二年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六十二年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年六月三〇日労働省令第二五号)

(施行期日等)

この省令の施行前に昭和六十三年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六十三年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年六月三〇日労働省令第二五号)

(施行期日等)

この省令の施行前に平成元年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六十三年三月以前の月に係る介護料の内払とみなす。

附 則 (平成元年四月一日労働省令第一二号)

(施行期日等)

この省令の施行前に平成元年四月以後の月分として支給された介護料は、新規則の規定によ

る昭和六十三年三月以前の月に係る介護料の内払とみなす。

附 則 (平成二年三月二六日労働省令第四号)

(施行期日等)

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令は、平成二年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三年四月一二日労働省令第一二号)

(施行期日等)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第三項及び第四項の規定は、平成三年四月

一日から適用する。

2 平成三年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年四月一〇日労働省令第一〇号)

(施行期日等)
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第三項及び第四項の規定は、平成四年四月一日から適用する。

2 平成四年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

(経過措置)

附 則 (平成五年四月一日労働省令第一三号)

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成五年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年四月一五日労働省令第二七号)

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の第七条第三項及び第四項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成六年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

(経過措置)

附 則 (平成七年三月三一日労働省令第二五号)

(施行期日)
1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 平成七年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

(経過措置)

附 則 (平成八年三月一日労働省令第六号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

2 平成七年三月以前の月に係る介護料の金額については、なお従前の例による。

(経過措置)

附 則 (平成九年三月一四日労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)の施行の日の前日において同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料を受けける権利を有していた被災労働者に支給する同条の介護料については、なおその効力を有する。

附 則 (平成九年三月一四日労働省令第一〇号)

(施行期日)
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の第九条の二の診察等の措置に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月一日労働省令第三号)

(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これによる申請書等とみなす。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対しても許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。)により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一二年一〇月二三日労働省令第四〇号)

(施行期日)
1 この省令は、平成十二年十月三十日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則 (平成一三年三月二三日厚生労働省令第三一号) 抄

(施行期日) 九条の規定にかかわらず、当分の間、第二条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第九条の規定による健康管理手帳を交付することができる。

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 本省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日) 本省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

(施行期日) 本省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日厚生労働省令第一〇七号)

(施行期日) 本省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月一八日厚生労働省令第一五四号)

(施行期日) 本省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日) 本省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日) 本省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二六日厚生労働省令第五〇号) 抄

(施行期日) 本省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第三条の規定による改正後の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第九条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第四号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第四号によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第四号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第四号によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1号(第4条、第5条関係)

一酸化炭素中毒症健康診断個人票

(法第5条第1項
(法第5条第3項ただし書))

実施場所			被災時刻	年月日時分		
ふりがな 氏名		生年 月日	年月日(歳)	職名		
住所						
被災時の状況	被災場所： 入坑時刻(救護隊員等の場合)： 日 時 分 出坑時刻： 日 時 分 出坑の方法：自力、介助、担送 外傷又は火傷の有無及びその程度 意識障害：程度； 持続時間； その他； ①一酸化炭素 ヘモグロビン含有率 % (被検血液 日 時 分 採取) ②全身状態 血圧 ~ mmHg ③意識状態 ④自覚症状 ⑤神経症状 運動障害： 麻痺； 反射； 筋緊張； 振顫； 構音； 共調運動； 歩行； 感覚障害： 視力障害： 失行、失認、失語： 発汗過多その他の自律神経症状：					

	その他：		
⑥精神症状	情動障害：無欲； 不関； その他； 自発性減退： 見当識障害： 記銘障害： 記憶障害： 計算障害： 思考障害：困難； 緩慢； 貧困； その他：		
②～⑥の検査実施日時	月 日 時		
⑦尿所見	たん	蛋白； 糖； ウロビリノーゲン；	(月 日実施)
⑧血液所見	赤血球沈降速度；1時間値 mm, 2時間値 mm, 白血球数； 個/mm ³ (月 日実施)		
⑨視野所見	(月 日実施)		
⑩脳波所見	(月 日実施)		
⑪心電図所見	(月 日実施)		
⑫胸部エックス線写真所見	(月 日実施)		
現在の総合判断	一酸化炭素中毒による症状を認める。 一酸化炭素中毒による症状の有無については断定できない。 一酸化炭素中毒による症状を認めない。 その他の異常(病名)を認める。		
(年 月 日)	要入院	要通院(休業；要、不要)	要観察 处置不要

医師の住所及び氏名

備考

- 1 「全身状態」欄には、顔貌、姿勢、呼吸、脈搏、体温、血圧等に関する所見並びに外傷、火傷等の有無及びその程度を記載すること。
- 2 「意識状態」欄には、正常、軽い障害、深い障害、譫妄状等と記載すること。
- 3 「自覚症状」欄には、頭痛、頭重、はきけ、めまい、まぶしい感じ、耳鳴り、発汗、四肢痛、全身倦怠、物忘れ等の訴えがあつた場合にのみ記載すること。
- 4 ⑨から⑪までの検査を実施した場合には、その結果の記録を示す図表等又はこれらの写しを添付すること。
- 5 「現在の総合判断」欄の「その他の異常」については、被災時に受けた外傷等のほか、既存の疾患であつて明らかなものについても記載すること。なお、要入院、要通院、要観察等の措置については、一酸化炭素中毒を原因とするものについて該当するものを○でかこむこと。
- 6 この票に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付しておくこと。

様式第2号（第4条、第5条関係）

様式第2号（第4条、第5条関係）

一酸化炭素中毒症健康診断個人票

(法第5条第2項
(法第5条第3項ただし書)

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
住 所			
健 康 診 断 実 施 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
①全 身 状 態	血圧 ~ mmHg	血圧 ~ mmHg	
②自 覚 症 状			
③神 経 症 状	運動障害： 麻痺； 反射； 筋緊張； 振顫； 構音； 共調運動； 歩行； 感覚障害： 視力障害： 視力；右眼()，左眼() 失行，失認，失語： 発汗過多その他の自律神経症状： その他：	運動障害： 麻痺； 反射； 筋緊張； 振顫； 構音； 共調運動； 歩行； 感覚障害： 視力障害： 視力；右眼()，左眼() 失行，失認，失語： 発汗過多その他の自律神経症状： その他：	

④精 神 症 状 ⑤尿 所 見 ⑥血 液 所 見 ⑦視 野 所 見 ⑧脳 波 所 見 ⑨心 電 図 所 見 ⑩胸部エツクス線写真所見	情動障害：無欲； 不関； その他； 自発性減退： 見当識障害： 記銘障害： 記憶障害： 計算障害： 思考障害： 神経症的傾向： その他：	情動障害：無欲； 不関； その他； 自発性減退： 見当識障害： 記銘障害： 記憶障害： 計算障害： 思考障害： 神経症的傾向： その他：	
	⑤尿 所 見	たん 蛋白； 糖； ウロビリノーゲン；	たん 蛋白； 糖； ウロビリノーゲン；
	⑥血 液 所 見	赤血球沈降速度；1時間値 mm, 2時間値 mm, 白血球数； 個/mm ³	赤血球沈降速度；1時間値 mm, 2時間値 mm, 白血球数； 個/mm ³
	⑦視 野 所 見		
	⑧脳 波 所 見		
	⑨心 電 図 所 見		
	⑩胸部エツクス線写真所見		
	現在の総合判断	一酸化炭素中毒による症状を認める。 一酸化炭素中毒による症状の有無については断定できない。 一酸化炭素中毒による症状を認めない。 その他の異常（病名 ）を認める。	一酸化炭素中毒による症状を認める。 一酸化炭素中毒による症状の有無については断定できない。 一酸化炭素中毒による症状を認めない。 その他の異常（病名 ）を認める。
	(年 月 日)	要入院 要通院（休業；要，不要） 要観察 処置不要	要入院 要通院（休業；要，不要） 要観察 処置不要

医師の住所及び氏名	
-----------	--

備 考

- 1 「全身状態」欄には、顔貌、姿勢、呼吸、脈搏、体温、血圧等に関する所見並びに外傷、火傷等の有無及びその程度を記載すること。
- 2 「自覚症状」欄には、頭痛、頭重、はきけ、めまい、まぶしい感じ、耳鳴り、発汗、四肢痛、全身倦怠、物忘れ等の訴えがあつた場合にのみ記載すること。
- 3 ⑦から⑩までの検査を実施した場合には、その結果の記録を示す図表等又はこれらの写しを添付すること。
- 4 「現在の総合判断」欄の「その他の異常」については、被災時に受けた外傷等のほか、既存の疾患であつて明らかなものについても記載すること。なお、要入院、要通院、要観察等の措置については、一酸化炭素中毒を原因とするものについて該当するものを○でかこむこと。
- 5 この票に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付しておくこと。

様式第3号(第7条関係)

介護料支給申請書

第一回

①労働保険番号	府県所掌管轄	基幹番号	枝番号
② 氏名			
労働者の 生年月日	年 月 日 (歳)		
住 所			
③療養の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間 介護日数 日		
④一酸化炭素中毒症の経過の概要			

上記により介護料の支給を申請します。

年 月 日

申請人の 住 所 _____
氏 名 _____

労働局長職

様式第4号(第9条関係)

(表紙(表面))

番号 _____
炭鉱災害による一酸化 炭素中毒症被災労働者
ア フ タ 一 ケ ア 手 帳
氏名 _____
厚生労働省

(表紙(内面))

氏名			
生年月日	年月日		
住所	都道府県	区市町	番地 村
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第9条の規定により交付します。			
年月日			
労働局長 <input type="checkbox"/>			

(第1頁)

被災場所	都道府県	区市町
	事業の名称	
被災年月日	年月日	
被災状況		
療養期間	療養開始	年月日
	治ゆ	年月日
治ゆ時における障害の部位および状態		
障害等級第 級		

—1—

(第2頁)

アフターケア記録			
措置の種別	措置年月日	措置の結果	医療機関認印
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

—2—

(第3頁～第6頁)

措置の種別	措置年月日	措置の結果	医療機関認印
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

—3—

(裏表紙(内面))

注 意 事 項
1 労働者災害補償保険のアフターケアを受けようとするときは、労災病院又は都道府県労働局が指定する病院等にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらつてください。
2 次の場合には、この手帳の交付を受けた都道府県労働局长に、この手帳を添えて(口の場合を除く。)、その旨を届け出て、必要な訂正又は再交付を受けてください。
イ 氏名又は住所に変更があつたとき。 ロ この手帳を失つたとき。 ハ この手帳を汚損したとき。 ニ この手帳に余白がなくなつたとき。
3 この手帳の有効期間は、 年 月 日までです。

様式第5号(第12条関係)
一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告書

事業の名称			
事業の所在地			
労働者数			
災害発生年月日	年	月	日
健康診断実施年月日	年	月	日
法第5条第1項の被災労働者数			
法第5条第2項の被災労働者数			
健康診断実施労働者数	法第5条第1項又は 第2項の健康診断実 施労働者数		
健康診断の結果	一酸化炭素中毒による症状を認める者の数 一酸化炭素中毒による症状の有無については断定 できない者の数 一酸化炭素中毒による症状を認めない者の数		
一寸の結果	要入院者数		
	要通院者数	要休業者数	
		休業不要者数	要休業者数
	要観察者数		
作業の転換等の指	処置不要者数		
	就業場所を変更した労働者数		
	作業の転換をした労働者数		
	労働時間を短縮した労働者数		
	その他の適切な措置をした労働者数		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

使用者 職氏名

労働基準監督署長